

衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会ニュース

平成 21.7.14 第 171 回国会第 11 号

7月14日（火）、第11回の委員会が開かれました。

- 1 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（内閣提出第 69 号）
- ・ 浜田防衛大臣、河村内閣官房長官、伊藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 本法律案について採決を行った結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。
（賛成 自民、公明 欠席 民主、共産、社民、国民）

小 池 百合子君（自民）

- ・ 先般、北朝鮮及び追従勢力によるとみられるソウル、ワシントンの中枢を狙った大規模ハッカー攻撃があったと報道されているが、このサイバーテロの現状、政府の認識及び我が国の対処策を伺いたい。
- ・ 現在の北朝鮮には、金正日総書記の後継者問題及び健康問題があり、我が国の安全保障を考える上でも注視が必要であると考えますが、政府は両問題についてどのように認識しているのか。
- ・ 北朝鮮は輸入の大部分を中国に依存していることから、今回の国連安保理決議の目的である、北朝鮮の軍事挑発を止めさせること、ミサイル関連物資等を断つことについて中国に対して日本が要請する必要があると考えますが、政府はどのように考えているか。

佐 藤 茂 樹君（公明）

- ・ 国連安保理決議第 1874 号に基づく船舶検査は、現行法の範囲内では、ほとんど対応することができないが、仮に本法律案が成立しなかった場合、超法規的措置をとって対応する可能性があるかどうか、官房長官の認識を伺いたい。
- ・ 本法律案の法令違反に対して、税関職員は現行犯以外の法令違反者を逮捕する権限を持っているのか。また、逮捕する権限がない場合は、代わりに誰が逮捕し、どのような手続きが行われるのか。
- ・ 自国領域内の北朝鮮市民に対して、機微な核・ミサイル関連技術の教育・訓練が行われないように監視・防止することを要請する国連安保理決議第 1874 号の 28 項の措置について、外務省は経済産業省と文部科学省に対してどのような要請をしたのか。また、同要請を受けた両省は具体的にどのような措置を講じたのか。